

墨田区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月17日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第50号

墨田区保健所長委任規則の一部を改正する規則

墨田区保健所長委任規則（平成１２年墨田区規則第５２号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（委任する事務） 第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５３条第１項及び地域保健法（昭和２２年法律第１０１号）第９条の規定に基づき、次に掲げる事項については、墨田区保健所の長に委任する。ただし、重要又は異例な事項については、あらかじめ区長の指揮を受けなければならない。 (1)～(37) 〔略〕 (38) 歯科技工士法（昭和３０年法律第１６８号。以下この号において「法」という。）<u>及び歯科技工士法施行規則（昭和３０年厚生省令第２３号。以下この号において「省令」という。）</u>に基づく次に掲げる事務に関すること。 ア 〔略〕 イ 法第２１条の規定による歯科技工所の開設、届出事項の変更又は歯科技工所の休止、廃止若しくは再開の届出の受理<u>及び省令第１３条第３項の規定による歯科技工所番号の通知</u> ウ～オ 〔略〕 (39)～(56) 〔略〕	〔同左〕 第１条 〔同左〕 (1)～(37) 〔略〕 (38) 歯科技工士法（昭和３０年法律第１６８号。以下この号において「法」という。）に基づく次に掲げる事務に関すること。 ア 〔略〕 イ 法第２１条の規定による歯科技工所の開設、届出事項の変更又は歯科技工所の休止、廃止若しくは再開の届出の受理 ウ～オ 〔略〕 (39)～(56) 〔略〕

付 則

- この規則は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の第１条第３８号イの規定は、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第６３号）附則第３条の規定による歯科技工所番号の通知について準用する。この場合において、改正後の第１条第３８号

イ中「省令第13条第3項」とあるのは、「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第63号）附則第3条」と読み替えるものとする。